

令和2年(ネ)第284号

石木ダム建設工事並びに県道等付替道路工事続行差止請求控訴事件

控訴人ら 石丸勇外

被控訴人 長崎県外1名

## 被控訴人長崎県準備書面（2）

令和3年3月11日

福岡高等裁判所第1民事部係 御中

被控訴人長崎県訴訟代理人弁護士	福 田 浩	福 田 浩
同	弁護士 木 下 健	木 下 健
同	弁護士 伊 藤 美	伊 藤 美
同	弁護士 松 田 句	松 田 句
同	弁護士 碇 健	石 碇 健
同	弁護士 種 田 和	種 田 和
同	弁護士 朝 日 俊	朝 日 俊
同	弁護士 宮 川 雅	宮 川 雅



控訴人らによる令和2年12月4日付準備書面（2）及び令和3年2月26日付控訴審第5準備書面に対し、以下の通り反論する。

### 第1 令和2年12月4日付準備書面（2）に対して

#### 1 引用裁判例は、本件と事案を全く異にすること

控訴人らは、福島第一原発事故による損害賠償請求に関する裁判例に依拠し、その主張を展開している。

しかし、同裁判例は過失のある事故に基づく不法行為に関するものであるところ、本件は、完全に合法かつ民主的なプロセスにより認可されたダム建設に関するものであって、そもそも問題となっている場面が全く異なる。

また、同裁判例は、原発事故による避難という、受任限度を超える違法な侵害が存在することを前提としたものであって、受忍限度を超えた違法な侵害が存在しない本件とはその事案を異にするものである。

さらに、本件は差止請求であり、これが認められるためには高度の違法性が必要であるところ、同裁判例は損害賠償請求を求めたものであり、その点でも前提を異にする。

以上の通り、同裁判例と本件とは、その前提、請求内容及び認容される要件が異なり、全く事案を異にするものである以上、これに依拠する控訴人らの主張は失当と言わざるを得ない。

## 2 控訴人らの主張は、土地収用法という法体系を否定するものであること

以上を撇くとしても、控訴人らの主張は、本件工事により、基本的な社会インフラや、生活の糧を取得する手段、その他「ふるさと」等が奪われるのであり許されないというものである。

しかし、これらが差止請求の根拠となりうるだけの特定性・排他性を有するものと言えるかは明らかではない。また、公共事業のために土地収用を行う場合、財産権以外に対し何らかの影響が生じるのが通常であり、かかる影響があることを理由として差止が認められるということになると、土地収用法という法体系自体を否定するものと言わざるを得ない。

なお、この点に関連して、控訴人らは、本件事業において、財産権以外の権利への補償がないことを理由に、本件では正当な補償がなされておらず、したがって差止が認められなければならないとも主張している。しかし、憲法29条3項を受け制定された土地収用法88条にいう「通常受ける損失」とは、客観的社会的にみて収用に基づき被収用者が当然に受けるであろうと考えられる経済的・財産的な損失をいうと解するのが相当であって、経済的価値でない特殊な価値についてまで補償の対象とする趣旨ではない（最判昭和63年1月21日）以上、控訴人らの主張が失当であることは明らかである。

## 3 結論

以上の通り、控訴人らの主張は、そもそもその論拠とする裁判例が本件とは事案を異にするものであることに加えて、差止請求の根拠たりうるだけの権利の特定性・排他性を備えているとは言い難く、また土地収用法という法体系を

否定するものである以上、これが認められる余地はない。

## 第2 令和3年2月26日付控訴審第5準備書面に対して

基本的には令和2年12月8日付準備書面（1）で述べたとおりであって、河川事業ごとに事情は全く異なるにも関わらずその差異を無視した控訴人らの主張は全く無意味なものと言わざるを得ない。

## 第3 本件訴訟進行について

控訴人らは、今回の期日までにその主張を尽くすということであった。

これに対し、被控訴人長崎県としては、基本的にこれまでの主張を繰り返す形で念のため反論したものであり、特段新たな主張を追加したものではない。

以上の経過からすれば、双方の主張立証は尽くされたものであるといえるので、裁判所におかれではこれをもって結審されたい。

以 上